

青色回転灯等防犯パトロール用品の貸出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心な地域社会の実現を図るとともに、市民の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進するため、パトロールに必要な防犯パトロール用品（以下「貸出品」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象)

第2条 貸出の対象は、市内の小・中学校区又は行政区単位で自主的な防犯活動を実施しているグループ等とする。

(貸出の許可)

第3条 別表に掲げる貸出品の貸出しを希望する者は、防犯パトロール用品貸出申込書（様式第1）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは速やかに審査を行い、相当と認めるときは、防犯パトロール用品貸出決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(貸出期間及び使用料)

第4条 貸出期間は、原則として2年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは更新することができる。

2 貸出品の使用料は無料とする。

(貸出品の管理)

第5条 使用期間内における貸出品の管理については、善良な管理のもとに行うものとする。

(報告)

第6条 貸出品の貸出しを受けた者は、使用開始日から1年ごとに実施状況を防犯パトロール実施状況報告書（様式第3）により市長に報告するものとする。

(返却)

第7条 防犯パトロールを実施しなくなったときは、速やかに貸出品を返却するものとする。

(弁償)

第8条 貸出品を故意により破損、汚損又は紛失したときは、これを弁償しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。